

社会福祉法人 植竹会

ゆたかデイサービスセンター第1号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人植竹会が開設するゆたかデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 第1号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス)の提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ゆたか

(2) 所在地 伊勢崎市馬見塚町1 1 6 3 -1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上（常勤職員1名以上、非常勤職員1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 2名以上（非常勤職員2名以上）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 9名以上（非常勤職員9名以上）

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上（非常勤職員2名以上、看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う

(6) 事務職員 1名（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(4) 延長サービス時間

午後5時00分から午後7時00分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は40名とする。

（第1号通所事業の内容及び利用料等）

第7条 第1号通所事業の内容は次のとおりとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、当該サービスに係る第1号事業支給費用基準額から事業所に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(1) 生活相談

(2) 健康状態の確認

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 食事の提供

(5) 入浴

(6) レクリエーション

(7) 送迎

2 前項各号に掲げるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う第1号通所事業に要した交通費は、次の額とする。

一 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満200円

二 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10 km 以上 20 km 未満 400 円

三 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 20 km 以上の場合は 10 km 毎に 200 円加算

(2) 利用者の希望により第 1 号通所事業に通常要する時間を超えて通所介護等を提供する費用 1 時間につき 500 円

(3) 食事の提供に要する費用 一食につき 555 円

(4) おむつ代 実費

(5) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、第 1 号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束を行う際の取り決め)

第 12 条 管理者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際、契約者(家族等)に対して説明し、同意を得て、身体拘束等の理由、経過記録を整備し、また拘束等が解除できるよう継続的に努めるものとする。

(虐待の防止)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発の防止の

ため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと（責任者は管理者とする）
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第14条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ハラスメント対策の強化）

第15条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

一 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

- (イ) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (ロ) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (ハ) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (ニ) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

二 事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

三 事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

四 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又

はその家族等と協議を行うことがある。

（業務継続計画の策定等）

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、勤務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。